

愛媛県男女共同参画推進本部規程

平成2年4月1日訓令第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、愛媛県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 男女共同参画社会づくりの総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する事業の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、県民環境部管理局の所掌事務を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、県民環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、県民環境部管理局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度召集し、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、県民環境部管理局に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、県民環境部管理局長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表1（第3条関係）

- | | |
|----|----------|
| 1 | 総務部長 |
| 2 | 企画振興部長 |
| 3 | 県民環境部長 |
| 4 | 保健福祉部長 |
| 5 | 経済労働部長 |
| 6 | 農林水産部長 |
| 7 | 土木部長 |
| 8 | 公営企業管理局長 |
| 9 | 副教育長 |
| 10 | 警察本部長 |

別表2（第6条関係）

- | | |
|----|---------------------|
| 1 | 総務部管理局総務管理課長 |
| 2 | 企画振興部管理局総合政策課長 |
| 3 | 県民環境部管理局県民生活課長 |
| 4 | 県民環境部管理局男女参画・県民協働課長 |
| 5 | 保健福祉部管理局保健福祉課長 |
| 6 | 経済労働部管理局産業政策課長 |
| 7 | 農林水産部管理局農政課長 |
| 8 | 土木部管理局土木管理課長 |
| 9 | 公営企業管理局総務課長 |
| 10 | 教育委員会事務局管理部教育総務課長 |
| 11 | 警察本部警務課長 |

附 則（平成12年4月1日訓令第8号）抄
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第8号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第8号）
この訓令は、公布の日から施行する。